

IEEE 広島支部学生ブランチ  
(IEEE Hiroshima Section Student Branch)  
運営規約

第 1 条 (名称)

本組織の名称を以下の通りとする。

IEEE 広島支部学生ブランチ  
(IEEE Hiroshima Section Student Branch)

第 2 条 (目的)

電気工学・電子工学・情報工学を主とする研究活動の円滑な遂行と関連分野の見識を広げるための活動を主目的とする。IEEE 広島支部に所属する学生会員（但し、山口大学学生を除く）から構成される IEEE 広島支部学生ブランチの円滑な運営を行う。

第 3 条 (会員)

IEEE の学生会員、もしくは、会員申込予定者であることを参加の条件とする。

第 4 条 (役員)

本組織に、以下の役員をおく。ただし、庶務、会計、Web 管理/広報は空席として議長および副議長が兼任することができる。

管理者 (Counselor)	1 名 (教員)
議長 (Chair)	1 名
副議長 (Vice Chair)	1 名
庶務 (Secretary)	1 名
会計 (Treasurer)	1 名
Web 管理/広報 (Publicist)	2 名

第 5 条 (役員を選出と任期)

毎年 12 月に Chair もしくは Vice Chair が次年度の役員推薦を行うとともに、役員選出会議を行い、会議出席者の過半数以上の同意をもって役員を選出を行う。任期は 1 年 (役員選出会議を行った翌年の 1 月 1 日から 12 月 31 日) とし、再任を妨げない。

第 6 条 (役員不在時の代理)

役員の仕事遂行できない状態となった場合、もしくは役員としての資格を失なった場合は、本人もしくは会員からの申し出に基づき、Chair もしくは Vice Chair が役員不在の確認を行う。役員不在を確認した日から一ヶ月以内に役員選出会議を行い、会議出席者の過半数以上の同意をもって役員代理の選出を行う。任期は就任した年の 12 月 31 日までとする。

第7条（役員の追加選出）

役員空席時に、Chair もしくは Vice Chair は会員から役員着任に関する立候補の申し出を受けることができる。役員着任の申し出を受理した日から一ヶ月以内に役員選出会議を行い、会議出席者の過半数以上の同意をもって役員就任を行う。任期は就任した年の12月31日までとする。

第8条（規約改正）

会員は本規約の改正に関する発議を行うことができる。役員は発議にしたがって規約改正会議を招集しなければならない。本規約の改正には、規約改正会議において出席者の過半数以上の同意をもって改正することができる。

本規約の運用は、2021年11月16日から実施する。